

陳 情 文 書 表

令 2 陳情第 1 6 号	令和 2 年 8 月 4 日受理
件 名	国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出についての陳情
陳 情 者	秦野市鶴巻北 1 - 1 1 - 1 - 4 1 2 石津 博義
陳 情 の 要 旨	
<p>日本国憲法が昭和 2 2 年に施行されてから、本年で 7 3 年を迎えました。この間、時代が大きく揺れ動き、我が国を取り巻く情勢もまた急速に変化してきました。</p> <p>国際情勢が激変する中で、我が国周辺においては、北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験、中国の東シナ海等への海洋進出、米中の「新冷戦」等、緊迫の度を増しています。</p> <p>国内においては、新型コロナウイルス感染症拡大や頻発する大規模災害等の緊急事態への対処、急激な人口減少と超高齢社会への対応等、国の在り方の根本を問う新たな課題が生じています。</p> <p>このように、我が国を取り巻く情勢は大きく変化し、現行憲法が施行された当時には想定もされなかった課題への対応が求められており、憲法改正に係る国民的な関心が高まっています。特に、国内外での災害対応や海外での P K O 活動などに尽力する自衛隊への評価は高く、「自衛隊を憲法に明記すること」については、国民の多くの賛同が得られるものと思われます。また、新型コロナウイルス感染症や今後発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火など想定外の事態に迅速かつ的確に対応するための緊急事態条項の制定なども議論すべき喫緊の課題です。</p> <p>成文憲法を持つ国においては、時代の変化に応じて憲法改正を行っているものの、我が国では国内外の情勢の変化にもかかわらず、7 3 年間一度も憲法の改正が行われていません。国会においても、平成 1 9 年に日本国憲法の改正手続に関する法律が制定され、衆参両院に憲法審査会が設置されながら、いまだに具体的な議論が交わされていない状態であります。一方、国民が憲法改正論議の具体的な進展を望んでいることは、世論調査においても明確に示されているところであります。</p>	

よって、新たな時代にふさわしい日本国憲法について、国会において自由闊達かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起するように、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく、陳情いたします。

陳情事項

国会における活発な憲法論議の推進と、国民的議論の喚起を求める意見書を提出すること。